

反社会的勢力に対する基本方針

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、経営陣以下、組織として対応します。また反社会的勢力に対応する従業員を守ります。

2. 取引遮断

反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断します。

3. 外部専門機関との連携

平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との綿密な連携構築に努めます。

4. 有事における法的対応

反社会的勢力における不当要求を拒絶し、必要に応じて民事・刑事の両面から法的対応を行います。